

件名	愛媛県立医療技術大学条例				
主管課	保健福祉課医療対策室				
根拠法令等	学校教育法 大学設置基準 地方自治法				
【条例の概要】					
愛媛県立医療技術大学の設置並びに入学選考料、入学料及び授業料の徴収、減免等について定める。					
1	設置(第1条) 目的 保健及び医療の分野における高度の専門的な知識及び技術を教授研究する。 名称 愛媛県立医療技術大学 場所 伊予郡砥部町				
2	学部及び学科(第2条)				
	学部名	学科名			
	保健科学部	看護学科			
		臨床検査学科			
3	修業年限(第3条) 4年				
4	科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生(第4条) 教授研究に支障のない限り、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生を受け入れることができる。				
5	入学選考料、入学料及び授業料(第5条、別表)				
	区分	学 生	科目等履修生及び特別聴講学生	研 究 生	
	入学選考料	17,000円	9,800円	9,800円	
	入学料	県内居住者	282,000円	28,200円	84,600円
		県外居住者	423,000円	28,200円	84,600円
	授 業 料	年額	1単位につき	月額	
		520,800円	14,400円	28,900円	
	「県内居住者」入学する年の前年の4月1日以前から本人又はその配偶者若しくは1親等の親族が引き続き愛媛県内に住所を有する者 「県外居住者」上記以外の者				
6	入学選考料等の減免又は納付の猶予(第6条) 休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により入学選考料等の支弁が困難と認められる者その他特別の事情により必要があると認める者に対しては入学選考料等を減免し、又はその納付を猶予することができる。				
7	委任(第7条) 大学に関し必要な事項は、規則で定める。				
施行日	平成16年4月1日(第5条、第6条及び別表の規定のうち入学選考料及び入学料に係る部分並びに第7条の規定は、公布の日)				
【その他参考事項】					